

きのくに子どもの村学園 行動計画

教職員が仕事と子育てを両立させることができ、すべての教職員がその能力を十分に発揮できるようにするため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 平成29年2月18日～平成31年3月31日まで

2. 内容

目標1： 男性教職員による育児休暇の所得または育児短期間勤務の選択を促進し、計画期間以内に取得率を50%以上にする。

〈対策〉

平成29年2月 職員会議で目標の周知

平成29年3月 教職員へのアンケート調査

平成29年3月 合同研修にて育児休業取得希望者・育児短期間勤務希望者を対象とした相談会の実施（その後の合同研修で毎回実施）

平成30年3月 状況調査・分析

目標2： 年齢に限らず養育している子どもが保育園や学校が休みで教職員が出勤の場合その子どもを連れて来やすい環境をつくる。

〈対策〉

平成29年2月 職員会議で目標の周知、手続き方法、食費などのルールの確認

平成29年3月 合同研修にて子の養育している教職員へのアンケートを実施

平成29年4月 アンケート結果を反映

目標3： 子育て・介護両立相談窓口を設ける。

〈対策〉

平成29年2月 子育て・介護両立相談窓口の設置、職員会議で設置の発表

平成29年3月 合同研修にて子育て・介護両立相談窓口に対する相談時間を設ける（その後合同研修では毎回実施）

平成29年4月～ 窓口を担当するものは子育て・介護両立に関する講習会に毎年度少なくとも1回は参加し、収集した情報の周知を努める

目標4： 学校が休みの日など学校施設が利用されていない場合、適切な手続きをとれば子どもと一緒に施設を利用することを特別に許可する制度を実施する

〈対策〉

平成29年3月までに 各学校の職員会議で手続き方法、利用についてルール作成

平成29年4月 制度の実施